

【利用上の注意】

- 1 本調査は、養蚕に係る畑作物共済加入農家数がおおむね30戸以上の都府県を調査県として、関係団体等に対する面接調査により行った。
- 2 調査県は、以下のとおりである。
岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県、長野県、岐阜県、徳島県、愛媛県、鹿児島県
- 3 調査項目の定義及び約束事項
 - (1) 掃立卵量はきたてらんりょうとは、養蚕農家等がふ化した蚕を蚕座へ移した数量をいい、正常卵で2万粒をもって1箱とする。
 - (2) 収繭量しゅうけんりょうとは、養蚕農家等が収繭（収穫）した生繭の重量をいう。
 - (3) 上繭じょうけんとは、収繭の際又は収繭後に玉繭たままゆ、穴あき繭、汚染繭などを取り除いた、製糸原料繭として良好な繭をいう。
 - (4) 玉繭たままゆとは、2頭以上の蚕が一つの繭を作ったものをいう。
 - (5) くず繭とは、上繭及び玉繭以外の繭をいう。
 - (6) 種繭とは、蚕の生産用に掃き立てた繭をいう。
- 4 計と内訳が一致しない場合があるのは、ラウンドのためである。

また、統計表に用いた記号は、次のとおりである。
「 - 」：事実のないもの
「 0 」、「 0.0 」：単位に満たないもの
- 5 調査県別の蚕期区分は、以下のとおりである。

	春 蚕 〔下記の期日以前に 掃き立てたもの〕	初 秋 蚕 （下記の期間に掃き立てたもの）		晩 秋 蚕 〔下記の期日以降に 掃き立てたもの〕
		始 期	終 期	
岩 手	6月10日	6月11日	8月15日	8月16日
宮 城	6月15日	6月16日	8月15日	8月16日
山 形	6月20日	6月21日	7月31日	8月1日
福 島	6月15日	6月16日	8月14日	8月15日
茨 城	5月31日	6月1日	8月10日	8月11日
栃 木	6月10日	6月11日	8月10日	8月11日
群 馬	6月14日	6月15日	8月10日	8月11日
埼 玉	5月31日	6月1日	8月3日	8月4日
千 葉	5月20日	5月21日	8月10日	8月11日
山 梨	6月24日	6月25日	8月10日	8月11日
長 野	6月30日	7月1日	8月12日	8月13日
岐 阜	6月15日	6月16日	8月5日	8月6日
徳 島	5月31日	6月1日	8月10日	8月11日
愛 媛	5月31日	6月1日	8月10日	8月11日
鹿 児 島	5月31日	6月1日	8月15日	8月16日

連絡先：農林水産省 大臣官房 統計部
生産流通消費統計課 畜産・木材統計班
電話（代表）03（3502）8111 内線 2843
（直通）03（3502）8904

この資料は農林水産省ホームページ【<http://www.maff.go.jp/>】の「施策の動き・情報」統計データで御覧いただけます。